

広島県告示第四百八号

平成十九年広島県告示第千二百三十八号（広島県立総合技術研究所における使用料及び手数料の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

広島県知事 横 田 美 香

第一号の表を次のように改める。

セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考	
保健 環境 セン ター	測定機器、試験機器及び分析機器	一時間	七〇〇円	職員による操作必須	
	一 上皿直示天びん	一時間	五〇〇円		
	二 超音波発生装置	一時間	五〇〇円		
	三 振とう器	一時間	五〇〇円		
	四 電気マッフル炉	一時間	一、〇〇〇円		
	五 pHメーター	一時間	一、〇〇〇円		
	六 分光光度計	一時間	一、五〇〇円		
	七 赤外分光光度計	一時間	一、五〇〇円		
	八 位相差顕微鏡	一時間	七〇〇円		
	九 走査型電子顕微鏡	一時間	二、〇〇〇円		
	食品 工業 技術 セン ター	一 測定機器、試験機器及び分析機器	一時間		五〇〇円
	1 ケーキミキサー	一時間	六〇〇円		
	2 オーブン	一時間	五〇〇円		
3 加圧殺菌機	一時間	五〇〇円			
4 蒸気殺菌機	一時間	二、七〇〇円			
5 乾燥殺菌機	一時間	五〇〇円			
6 糖化装置	一回（八時間以内）	一、三〇〇円			
7 水分活性測定器	一時間	四〇〇円			
8 酸素濃度計	一時間	五〇〇円			
9 恒温器（保存試験）	一回（二週間以内）	一、五〇〇円			
10 高速液体クロマトグラフ（食品成分分析）	一回（三時間以内）	一、七〇〇円			
11 ガスクロマトグラフ（食品成分分析）	一回（七時間以内）	二、三〇〇円			
12 ガスクロマトグラフ（オートサンプル付き）	一回（八時間以内）	四、〇〇〇円			
13 ガスクロマトグラフ（オートサンプル付き）	一回（二時間以内）	一、二〇〇円			

43	熱風乾燥機	一回（七時間以 内）	一、一〇〇円
44	エバポレーター	一時間	六〇〇円
45	オイルバス	〃	四〇〇円
46	クリーンベンチ	一回（四時間以 内）	六〇〇円
47	恒温水循環装置	〃	八〇〇円
48	超低温フリーザー	一試料につき一 回（二月以内）	五〇〇円
49	フォトダイオードアレ イ検出器付液体クロマト グラフ	一時間	九〇〇円
50	マイクロトーム	〃	五〇〇円
51	ビスコグラフ	〃	六〇〇円
52	薫煙装置	一回（七時間以 内）	一、四〇〇円
53	キャピラリー電気泳動 装置	一回（三時間以 内）	二、三〇〇円
54	蒸し器（電気）	一時間	五〇〇円
55	蒸し器（ガスボイラー）	〃	九〇〇円
56	冷却冷凍加工機（プラ ストチラー／ショックフ リーザー）	一回（四時間以 内）	八〇〇円
57	低温フリーザー	〃	五〇〇円
58	電子上皿天びん	一回（八時間以 内）	四〇〇円
59	デジタル台はかり	〃	四〇〇円
60	高速液体クロマトグラ フ質量分析装置	一時間	一、四〇〇円
61	フーリエ変換赤外分光 光度計（イメージング機 能不使用）	〃	五〇〇円
62	フーリエ変換赤外分光 光度計（イメージング機 能使用）	〃	一、五〇〇円
63	マイクロプレートリー ダー	一回（二時間以 内）	五〇〇円
	（一）吸光度の測定	一回（二時間以 内）	七〇〇円
	（二）蛍光度の測定	一回（二時間以 内）	七〇〇円

一試料の容量は一リ
ットル以内

91	露点制御乾燥機	一回(八時間以	三、四〇〇円
90	デジタルマイクロスコ ープ	〃	一、二〇〇円
89	味認識装置(測定用セ ンサーを除く。)	〃	一、五〇〇円
88	味認識装置(測定用セ ンサーを含む。)	〃	六、五〇〇円
87	水分計	〃	四〇〇円
86	真空フライヤー	〃	六〇〇円
85	電動野菜カッター	〃	三〇〇円
84	かくはん装置	〃	三〇〇円
83	小型真空タンブラー	〃	三〇〇円
82	迅速アルコール測定シ ステム	一時間 内)	八〇〇円
81	スタティックミキサー	一回(三時間以	五〇〇円
80	溶存酸素測定器	〃	三〇〇円
79	粒度分布測定装置	〃	六〇〇円
78	E型粘度計	〃	四〇〇円
77	超音波診断装置	一時間	五〇〇円
76	スチームコンベクショ ンオープン	〃 内)	六〇〇円
75	飽和蒸気調理機	一回(二時間以	一、四〇〇円
74	小型コンベア式過熱水 蒸気装置	〃	九〇〇円
73	条件設定機能付き真空 包装機	一時間	七〇〇円
72	冷風乾燥機	一回(七時間以 内)	一、六〇〇円
71	真空低温乾燥機	一回(五時間以 内)	九〇〇円
70	ミートテンダライザー	〃	四〇〇円
69	高速カッターミキサー	〃	四〇〇円
68	高速振動粉碎機	〃	四〇〇円
67	ビーズ式細胞破碎装置	〃	三〇〇円
66	塗料塗布試験装置	一時間 内)	四〇〇円
65	圧力調整式嫌気培養装 置	一回(八時間以 内)	五〇〇円
64	小型膜ろ過装置	一時間 内)	四〇〇円
(三)	抗原抗体反応の測定	一回(八時間以 内)	一、九〇〇円

92	減圧装置	内)	一時間	五〇〇円
93	マスコロイダー	"	"	五〇〇円
94	洗米機	"	"	八〇〇円
95	超低温アルミブロック 恒温槽	"	"	三〇〇円
96	火入蛇管 (加熱用)	"	"	一、四〇〇円
97	火入蛇管 (冷却用)	"	"	一、二〇〇円
98	高圧装置	一回 (二四時間 以内)	一、六〇〇円	職員による操作必須
99	真空凍結乾燥機 (大型)	一回 (二二時間 以内)	九、〇〇〇円	
100	全自動糖分析装置	一時間	一、三〇〇円	
101	電位差自動滴定装置	"	五〇〇円	
102	穀粒判別機	"	四〇〇円	
103	生理計測データ収録・ 解析システム	"	五〇〇円	
104	粉体混合装置 (タンブ ラーラボ)	"	三〇〇円	
105	ガスクロマトグラフ質 量分析装置	一回 (二時間以 内)	一、七〇〇円	
106	ガスクロマトグラフ質 量分析装置 (多機能オー トサンプリラ付き)	"	四、〇〇〇円	
107	卓上加熱かくはん機	一時間	六〇〇円	
108	減圧低温加熱調理器	一回 (二時間以 内)	五〇〇円	
109	恒温水槽	一時間	四〇〇円	
110	粉碎装置	"	三〇〇円	
111	微生物 ATP 測定装置	"	三〇〇円	
112	ブロックシェーカー	"	三〇〇円	
113	マルチシェーカー	一回 (八時間以 内)	五〇〇円	
114	マイクロチューブミキ サー	一時間	三〇〇円	
115	噴霧乾燥装置	一回 (二時間以 内)	八〇〇円	
116	卓上ミキサー	一時間	三〇〇円	
117	卓上型測色色差計	"	四〇〇円	
1	清酒酵母製造設備 (培 定めるもの 二 実費を基準として知事が 定めるもの)			

44	やすり切削性能試験機	一回(四時間以	七〇〇円
43	引張試験機	〃	八〇〇円
42	表面粗さ測定機	〃	一、〇〇〇円
41	デジタルマイクロスコ ープ	〃	八〇〇円
40	高周波加熱装置	〃	一、一〇〇円
39	自動万能薄板試験機	〃	二、一〇〇円
	(三) 全焦点三次元測定装 置	〃	三、一〇〇円
	(二) 非接触三次元測定装 置	〃	一、四〇〇円
	(一) 三次元測定機	〃	五、五〇〇円
38	三次元測定装置	〃	九〇〇円
37	計測データ記録装置	〃	一、六〇〇円
36	X線応力測定装置	〃	一、四〇〇円
35	赤外線熱画像処理装置	〃	一、五〇〇円
34	斜めX線CT	〃	二、五〇〇円
33	万能塑性加工機	一時間	一、九〇〇円
	(内)		
32	音響計測装置	一回(四時間以	一、五〇〇円
31	エリプソメータ	〃	七〇〇円
30	マスクアライメントシ ステム	〃	一、〇〇〇円
29	プラズマエッチング装 置	〃	一、三〇〇円
28	試料研磨機	〃	一、一〇〇円
27	試料切断機	〃	一、一〇〇円
26	光学顕微鏡	〃	八〇〇円
25	イオンクロマトグラフ 分析装置	〃	一、二〇〇円
24	A E付密着性試験機	〃	一、二〇〇円
23	熱膨張測定装置	〃	一、一〇〇円
22	示差走査熱分析装置	〃	一、一〇〇円
21	熱伝導率計	〃	五〇〇円
20	射出成形機	〃	二、六〇〇円
19	二軸押出成形機	〃	三、一〇〇円
18	粉碎機	〃	八〇〇円
17	硬さ計	〃	七〇〇円
	(二) 粒度分布測定装置(光散乱式)	〃	七〇〇円
	(一) 粒度分布測定装置(レーザー回折式)	〃	七〇〇円
	(一) 粒度分布測定装置(
	職員による操作必須		
	職員による操作必須		
	職員による操作必須		

45	摩擦磨耗試験機 (一) 摩擦磨耗試験機(回転式) (二) 摩擦磨耗試験機(平面往復式)	一回 "	九〇〇円 六〇〇円
46	床衝撃音レベル測定装置	"	四〇〇円
47	表面抵抗計	"	五〇〇円
48	放電焼結装置	一回(四時間以内)	六、二〇〇円
49	赤外分光分析装置	一時間	二、一〇〇円
50	アイゾット衝撃試験装置	"	四〇〇円
51	蛍光X線装置	"	二、九〇〇円
52	カッティングプロッタ	"	七〇〇円
53	ネットワーク/インピーダンスアナライザ	"	六〇〇円
54	耐電圧試験機	"	四〇〇円
55	絶縁抵抗計	"	四〇〇円
56	投影機	"	四〇〇円
57	デジタルオシロ	"	四〇〇円
58	ガスクロマトグラフ質量分析計	"	二、七〇〇円
59	電気炉 (一) ニキロワット (二) 六キロワット (三) 二〇キロワット	一回(四時間以内) " " "	七〇〇円 一、三〇〇円 四、〇〇〇円 七、二〇〇円
60	高周波溶解炉	"	七、二〇〇円
61	ホットプレス	一時間	三、二〇〇円
62	キヤス試験機	一回(二四時間以内)	一、四〇〇円
63	めつき膜厚計(電磁式)	一時間	四〇〇円
64	めつき膜厚計(電解式)	"	九〇〇円
65	イメージ分光システム	"	七〇〇円
66	サーベイメータ	"	一、〇〇〇円
67	複合サイクル試験機	一回(二四時間以内)	一〇、〇〇〇円
68	小型押出機	一時間	六〇〇円

69	落すい衝撃試験機	〃	七〇〇円	
70	大型高速衝撃圧縮試験機	〃	三、八〇〇円	
71	ハイスピードカメラ	〃	三〇〇円	
72	超音波顕微鏡	〃	七〇〇円	
73	光学式動作解析装置	〃	三〇〇円	
74	アーム型三次元形状測定装置	〃	三〇〇円	
75	生体信号計測装置	〃	三〇〇円	
76	恒温恒湿器（四六〇L以内）	一回（二四時間）	四、七〇〇円	
77	屈折率計	一時間	九〇〇円	
78	分光光度計	〃	八〇〇円	
79	粘度計	〃	五〇〇円	
80	X線回折装置	〃	一、二〇〇円	
81	比表面積測定装置	〃	一、三〇〇円	
82	レーザードップラー振動計	〃	五〇〇円	
83	（一）レーザードップラー振動計（シングルポイント式）	〃	三、五〇〇円	
84	（二）レーザードップラー振動計（スキヤニング式）	〃	三、四〇〇円	
85	音響インテンシティ計測システム	〃	七〇〇円	
86	高周波計測システム	〃	九〇〇円	
87	恒温恒湿器（八〇〇L以内）	一回（二四時間）	七、二〇〇円	
88	恒温槽	〃	二、八〇〇円	
89	（一）恒温槽（三〇〇L）	〃	四、三〇〇円	
90	（二）恒温槽（四、五〇〇L）	〃	三〇〇円	
91	天びん	一時間	五〇〇円	
92	産業用ロボット（二kg可搬）	〃	三〇〇円	
93	産業用ロボット（二kg可搬）	〃	五〇〇円	
94	産業用ロボット（二kg可搬）	〃	六〇〇円	職員による操作必須
95	産業用ロボット（二〇kg可搬七軸）	〃	八〇〇円	
96	プラスチックエロージョン	〃	八〇〇円	

6	音響試験機	一時間	五〇〇円
7	ガスクロマトグラフ	〃	一、〇〇〇円
8	ガスクロマトグラフ質量分析計	〃	二、一〇〇円
9	電磁膜厚計	一回(八時間以内)	四〇〇円
10	硬度計		
	(一) ブリネル硬さ	一時間	六〇〇円
	(二) ロックウェル硬さ	〃	六〇〇円
	(三) ビッカース硬さ	〃	六〇〇円
	(四) 鉛筆法	一回(八時間以内)	四〇〇円
11	粘弾性試験機	一時間	二、五〇〇円
12	熱分析装置	〃	八〇〇円
13	投影機	〃	六〇〇円
14	メルトインデクサー	〃	九〇〇円
15	自記分光光度計	〃	七〇〇円
16	三次元測定機	〃	三、八〇〇円
17	グラフト重合装置	〃	八〇〇円
18	表面粗さ測定機	〃	四〇〇円
19	炭素硫黄分析装置	〃	二、二〇〇円
20	蛍光X線分析装置	〃	一、八〇〇円
21	X線回折装置	〃	一、〇〇〇円
22	ヘンセルミキサー	〃	六〇〇円
23	表面積測定装置	〃	一、六〇〇円
24	二酸化炭素分析計	〃	五〇〇円
25	接触角計	〃	五〇〇円
26	振動計	一回(二時間以内)	四〇〇円
27	FFTアナライザ	〃	四〇〇円
28	レーザードップラー振動計	一時間	四〇〇円
29	恒温乾燥機	一回(八時間以内)	七〇〇円
30	アイゾット衝撃試験機	〃	六〇〇円
31	恒温恒湿器	一回(二四時間以内)	七、七〇〇円
32	万能引張圧縮試験機		
	(一) 二〇〇〇キロニュートン	一時間	一、六〇〇円
	(二) 五〇〇〇キロニュートン	〃	二、〇〇〇円

61	伝導性イミユニテイ試験機	〃	七〇〇円
62	伝導性妨害波測定機	〃	八〇〇円
63	ぜい化温度試験機	〃	四〇〇円
64	反発弾性試験機	〃	四〇〇円
65	光フリッカー測定器	〃	五〇〇円
66	近赤外分光放射輝度計	〃	六〇〇円
67	熱変形温度測定装置	〃	九〇〇円
68	高抵抗率計	一回(四時間以内)	六〇〇円
69	マルチセンサー式座標測定機	一時間	二、八〇〇円
70	雑音電力測定システム	〃	七〇〇円
71	F E式走査型電子顕微鏡	〃	三、五〇〇円
72	マイクロゴム硬度計	〃	四〇〇円
73	E型粘度計	〃	四〇〇円
74	X線CT	〃	四、五〇〇円
75	3Dデジタイザ	〃	一、二〇〇円
76	熱衝撃試験機	一回(二四時間以内)	一八、九〇〇円
77	データロガー	一時間	四〇〇円
78	製品強度試験機	〃	九〇〇円
79	恒温槽(水・油)	一回(二四時間以内)	一、八〇〇円
二 加工機器			
1	普通旋盤	一時間	六〇〇円
2	フライス盤	〃	一、一〇〇円
3	ボール盤	〃	五〇〇円
4	帯のこ盤	〃	七〇〇円
5	平面研削盤	〃	一、〇〇〇円
6	精密高速切断機	〃	九〇〇円
7	マシンングセンター(高速高精度)	〃	三、一〇〇円
8	研磨装置	〃	五〇〇円
9	湿式精密手動切断機	〃	七〇〇円
10	コンターマシン	〃	五〇〇円
11	加熱炉	一回(八時間以内)	一、四〇〇円
12	マニュアルダイボンド	一時間	九〇〇円
13	マニュアルボールワイヤボンド	〃	八〇〇円

農業 技術	測定機器、試験機器及び分析 機器	2 恒温恒湿室	14 圧縮成形機（電熱・水 冷式） 15 押出造粒機 16 プリント基板加工装置 17 電子部品実装装置 18 複合材料切断機 19 インフレーション成形 機 20 摩擦かくはん接合装置 三 試験室 1 シールドルーム	一、三〇〇円 七〇〇円 二、一〇〇円 七〇〇円 七〇〇円 六〇〇円 九〇〇円 六、二〇〇円 六〇〇円 二、一〇〇円	
畜産 技術	測定機器、試験機器及び分析 機器	四 小型破碎機	一 植物組織培養関連設備（ クリーンベンチ） 二 恒温器 三 高圧蒸気滅菌機（オート クレーブ） 四 小型破碎機	一、一〇〇円 一、〇〇〇円 四〇〇円 三〇〇円	一台につき
セン ター	一 ICP（ミネラル分析） 二 抽出装置（マイクロウェ ーブ） 三 CNコーダー 四 恒温器 五 フリーザー	一回（八時間以 内） " " " " 一回（二週間以 内）	一五、三〇〇円 六、八〇〇円 七、九〇〇円 七、九〇〇円 四〇〇円	職員による操作必須	容積五リットル以内
水産 海洋 技術 セン ター	測定機器、試験機器及び分析 機器	一 フレンチプレス 二 超遠心分離機 三 真空凍結乾燥装置 四 ガスクロマトグラフ装置 （脂肪酸分析） 五 生物顕微鏡 1 落射蛍光 2 蛍光・微分干涉 六 実体顕微鏡	一時間 "	四〇〇円 一、一〇〇円 六〇〇円 六〇〇円 六〇〇円 四〇〇円 四〇〇円 四〇〇円 四〇〇円	

七	倒立顕微鏡	五〇〇円	〃	〃	〃	〃
八	全自動温度こう配振とう培養器	七〇〇円	〃	〃	〃	〃
九	細胞測定装置(フローサイトメーター)	七〇〇円	〃	〃	〃	〃
十	万能投影器	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
十一	CNS元素分析装置(CNSコーダー)	三、五〇〇円	〃	〃	〃	〃
十二	DNAシーケンサー	八〇〇円	〃	〃	〃	〃
十三	電気泳動解析システム(ケミドック)	六〇〇円	〃	〃	〃	〃
十四	パルスフィールド電気泳動	六〇〇円	〃	〃	〃	〃
十五	パラフィン包埋装置	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
十六	自動包埋装置	六〇〇円	〃	〃	〃	〃
十七	ミクロトーム	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
十八	ミクロトーム(凍結切片作成用)	六〇〇円	〃	〃	〃	〃
十九	ウルトラミクロトーム(電子顕微鏡用)	七〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十	軟X線撮影装置	一、一〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十一	自動染色装置(パラフィン切片用)	五〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十二	分光光度計	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十三	一分光光度計	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十四	一マイクロリットル分光光度計	四〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十五	マイクロプレート用	五〇〇円	〃	〃	〃	〃
二十六	リアルタイムPCR装置	五〇〇円	〃	〃	〃	〃
林業技術	一 測定機器、試験機器及び分析機器					
セン	1 木材万能強度試験機	一、四〇〇円	一時間	〃	〃	〃
ター	2 実大材強度試験機	二、五〇〇円	〃	〃	〃	〃
	3 実大材引張試験機	一、三〇〇円	〃	〃	〃	〃
	4 壁体せん断試験機	九〇〇円	〃	〃	〃	〃
	5 含水率調整機	四、七〇〇円	一回(二四時間以内)	〃	〃	〃
	6 ハイパワー含水率調整機	一〇、二〇〇円	〃	〃	〃	〃
	7 送風式定温乾燥機	六、九〇〇円	〃	〃	〃	〃
	8 多点ひずみ測定装置(木材万能強度試験機用)	四〇〇円	一時間	〃	〃	〃

9	多点ひずみ測定装置（ 実大材強度試験機用）	〃	五〇〇円	
10	多点ひずみ測定装置（ 実大材引張試験機用）	〃	四〇〇円	
二 加工機器				
1	自動二面直角かな盤	一時間	八〇〇円	職員による前・後処 理必須
2	モルダー	〃	一、八〇〇円	
3	リップソー	〃	一、〇〇〇円	
4	クロスカットソー	〃	一、〇〇〇円	
5	万能横切機	〃	七〇〇円	
6	パネルソー	〃	八〇〇円	
7	柱材用コールドプレス	一回（二四時間 以内）	八、三〇〇円	
8	幅はぎプレス	一時間	一、二〇〇円	
9	ホットプレス	〃	三、七〇〇円	
10	チップ粉砕機	〃	二、二〇〇円	
11	チップパー	〃	七〇〇円	職員による前・後処 理必須

第二号の表を次のように改める。

セン ター の 区 分	種 別	単 位	金 額	備 考
保健 環境 セン ター	検査及び分析 一 病原微生物の検査 1 病原細菌の検査 (一) 免疫学的検査 (二) 遺伝子学的検査 (三) 薬剤感受性検査 2 病原ウイルス・リケ ツチアの検査 (一) 免疫学的検査	一件	一九、三〇〇円 二五、二〇〇円 一二、〇〇〇円 三五、三〇〇円	1 一種につき 腸管出血性大 腸菌等三種 2 サルモネラ等 一二種 アンピシリン等一 二種 1 一種につき つつが虫病リ ケツチア等六種

(二) 遺伝子学的検査	三六、三〇〇円	1 一種につき 2 インフルエンザウイルス等七種
二 化学物質の検査及び無菌検査		
1 遺伝子組換え食品の定性検査		平成二七年三月三〇日消費法第一三九号消費者庁次長通知及び令和七年七月七日厚生食監発〇七〇七第二号厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長通知に定める方法による。
(一) パパイヤ(五五―一)	五一、一〇〇円	
(二) トウモロコシ(CBH三五一)	五三、四〇〇円	
2 医薬品の検査 (一) 日本薬局方医薬品又は日本薬局方外医薬品の適否検査(定量分析)(動物を用いる検査を除く。)	五六、二〇〇円	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和三六年厚生省令第一号)第一二条第一項に規定する試験検査
(二) 定量分析(動物を用いる検査を除く。)		1 一成分につき 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一二条第一項に規定する試験検査
(1) 特殊機器を使用するもの	三三、三〇〇円	
(2) 特殊機器を使用	二二、六〇〇円	

			(三) 定性分析(動物を用いる検査を除く。)	しないもの
			(1) 特殊機器を使用するもの	一五、一〇〇円
			(2) 特殊機器を使用しないもの	一五、一〇〇円
			(四) 微生物検査(無菌検査)	一六、六〇〇円
3	家庭用品中の有害物質の検査			生物学的製剤基準(平成一六年厚生労働省告示第一五五号)に定める方法による。 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則(昭和四九年厚生省令第三四号)別表第一及び令和四年三月二八日薬生薬審発〇三二八第五号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知に定める方法による。
	(一) テトラクロロエチレン等二物質	九五、七〇〇円		一成分につき
	(二) トリス(一―アジリジニル)ホスフィンオキシド等三物質	一一二、三〇〇円		〃
	(三) トリフェニルスズ化合物等二物質	一六三、一〇〇円		〃
	(四) ジベンゾ「a・h」アントラセン等三物質	一〇二、〇〇〇円		〃
				1 一成分につき 2 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第一二条第一項に規定する試験検査

4 環境水中の有害物質の検査

(一) 公共用水域の要監視項目の検査

- (1) ニッケル等重金
属項目五物質
- (2) クロロホルム等
揮発性項目八物質
- (3) ダイアジノン等
一三物質
- (4) ペルフルオロオ
クタンスルホン酸
及びペルフルオロ
オクタン酸
- (二) マラチオン等農薬
の水質評価指針項目
二七物質

〃 〃 〃 〃 〃

三四、六〇〇円

一〇一、二〇〇円

六九、一〇〇円

一三七、三〇〇円

九四、九〇〇円

1 一成分につき
2 平成五年四月

二八日環水規第
一二一号環境庁
水質保全局水質
規制課長通知、

平成一六年三月
三一日環水企発
第〇四〇三三一

〇〇三号・環水
土発第〇四〇三
三一〇〇五号環

境省環境管理局
水環境部長通知
及び令和二年五

月二八日環水大
水発第二〇〇五
二八一号・環水

大土発第二〇〇
五二八二号環境
省水・大気環境

局長通知に定め
る方法による。

1 一成分につき
2 平成六年四月

一五日環水土第
八六号環境庁水
質保全局長通知

に定める方法に
よる。

食品 工業 技術 セ ン タ ー	<p>5 大気粉じん試料中の有害物質の検査 (一) マンガン等重金属五物質</p> <p>(二) アスベスト</p> <p>6 廃棄物最終処分場浸出水（PCB）の検査</p>	"	六六、〇〇〇円	1 一成分につき 2 有害大気汚染物質測定方法マニユアル（環境省策定）に定める方法による。
食品 工業 技術 セ ン タ ー	<p>一 試験及び測定</p> <p>1 食品添加物試験 (一) 手数を要することの少ないもの (二) 手数を要するもの (三) 手数を要することの特に多いもの</p> <p>2 粘性特性 特殊試験</p> <p>3 (一) 防ばい、貯蔵、吸湿、保存等</p> <p>(二) 酵素 (三) 微生物 (1) 手数を要することの少ないもの (2) 手数を要するもの</p> <p>4 官能評価</p> <p>5 エネルギー分散型X線分析装置によるもの</p>	<p>一成分</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>一試料</p> <p>一項目</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>"</p> <p>一回</p> <p>一試料</p>	<p>九、〇〇〇円</p> <p>一四、八〇〇円</p> <p>二九、一〇〇円</p> <p>六、一〇〇円</p> <p>七、三〇〇円</p> <p>一九、〇〇〇円</p> <p>七、八〇〇円</p> <p>一六、四〇〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>八、八〇〇円</p>	<p>一試料につき所要時間一月までごとに</p>

6 食品・食品素材等に
関する測定

- 二 検査及び分析
- 1 食品・食品素材等に
関する一般定性分析
- (一) 手数を要すること
の少ないもの
- (二) 手数を要するもの
- (三) 手数を要すること
の特に多いもの

一項目

一、八〇〇円
三、四〇〇円
七、三〇〇円

1 他の種別に掲
げる測定以外の
測定

2 一試料につき。
ただし、日本産
業規格に複数の
試料の平均値を
測定値として規
定している場合
は、同規格に規
定する試料の数
をもって一試料
とする。

3 印画紙へ記録
する場合は、六
〇〇円を加算し
た額とする。

4 試料の作成を
必要とする場合
は、五、五〇〇
円を加算した額
とする。

5 二項目以上の
測定のうち計算
により算出でき
る項目について
は、二項目目か
ら一項目ごとに
六〇〇円を加算
する。

1 他の種別に掲
げる分析以外の
分析

2 一試料につき
3 二成分以上の
分析依頼があつ

<p>2 食品・食品素材等に 関する一般定量分析</p> <p>(一) 手順を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手順を要するもの</p> <p>(三) 手順を要すること の特に多いもの</p>	<p>一成分</p>	<p>一、九〇〇円</p> <p>二、六〇〇円</p> <p>三、九〇〇円</p>	<p>た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、これら の成分を一成分 として手数料を 計算する。</p> <p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理 を必要とする場 合は、四、一〇 〇円を加算した 額とする。</p> <p>3 二成分以上の 分析依頼があっ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、二成分 目から一成分ご とに三〇〇円を 加算する。</p>
<p>(一) 手順を要すること の特に少ないもの</p> <p>(二) 手順を要すること の少ないもの</p> <p>(三) 手順を要するもの</p> <p>(四) 手順を要すること の特に多いもの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>二、八〇〇円</p> <p>四、八〇〇円</p> <p>七、三〇〇円</p> <p>九、七〇〇円</p>	<p>一試料につき</p>
<p>3 食品・食品素材等に 関する特殊性分析及 び特殊定量分析</p> <p>(一) ガスクロマトグラ フによるもの</p> <p>(二) ガスクロマトグラ フ質量分析計による もの</p>	<p>〃</p> <p>〃</p>	<p>九、八〇〇円</p> <p>二八、〇〇〇円</p>	

場合	場合	料ごとに二、五〇〇円を加算する。
(2) 極低温で行う場合	〃	七、九〇〇円
2 機械器具等の試験		
(一) 形状測定		
(1) 手数を要するこの少ないもの	一項目	一、一〇〇円
(2) 手数を要するこの特に多いもの	〃	六、五〇〇円
(二) その他器具の性能又はその強度試験		
(1) 手数を要するこの特に少ないもの	一件	三、一〇〇円
(2) 手数を要するこの少ないもの	〃	四、五〇〇円
(3) 手数を要するもの	〃	七、六〇〇円
(4) 手数を要するこの特に多いもの	〃	一〇、四〇〇円
3 ひずみ測定		
(一) 動ひずみ計又は静ひずみ計によるもの	一測定点	三、六〇〇円
(二) X線応力測定装置によるもの	〃	八、三〇〇円
4 騒音及び振動測定		
(一) レベル測定	〃	一、八〇〇円
(二) 周波数分析	〃	二、五〇〇円
(三) 振動試験	一件	八、八〇〇円
5 化学試験		

料ごとに二、五〇〇円を加算する。
1 液体窒素を用意すること。
2 二試料目から一試料ごとに三、七〇〇円を加算する。

所要時間四時間までごとに
一試料につき二項目以上の依頼があった場合で試験結果から計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごと

(二) 浸せき試験	〃	四、四〇〇円	料目から一試料ごとに一、三〇〇円を加算する。 1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、六〇〇円を加算する。 2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに一、一〇〇円を加算する。
(三) キヤス試験	〃	三、五〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに一、八〇〇円を加算する。 2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに一、〇〇〇円を加算する。
(四) 恒温恒湿試験 (1) 恒温恒湿器 (三) 〇〇七(一) によるもの	〃	六、一〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合は、その一日を超える一日までごとに四、七〇〇円を加算する。 2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに三〇〇円を加算する。
(2) 恒温恒湿器 (四) 六〇七(一) によるもの	〃	六、四〇〇円	1 試験期間が一日を超える場合

<p>の</p> <p>(3) 恒温恒湿器（八〇〇Ｌ）によるもの</p>	<p>(4) 恒温恒湿室によるもの</p>	<p>(五) 複合サイクル試験</p>
<p>〃</p> <p>八、九〇〇円</p>	<p>〃</p> <p>二〇、九〇〇円</p>	<p>〃</p> <p>一四、一〇〇円</p>
<p>は、その一日を 超える一日まで ごとに五、〇〇 〇円を加算する。 2 一件につき二 試験以上試験す る場合は、二試 料目から一試料 ごとに三〇〇円 を加算する。 1 試験期間が一 日を超える場合 は、その一日を 超える一日まで ごとに七、六〇 〇円を加算する。 2 一件につき二 試験以上試験す る場合は、二試 料目から一試料 ごとに三〇〇円 を加算する。</p>	<p>1 試験期間が一 日を超える場合 は、その一日を 超える一日まで ごとに一九、六 〇〇円を加算す る。 2 一件につき二 試験以上試験す る場合は、二試 料目から一試料 ごとに三〇〇円 を加算する。</p>	<p>1 試験期間が一 日を超える場合 は、その一日を 超える一日まで ごとに一〇、三 〇〇円を加算す る。</p>

7 めつき、塗膜等の被膜試験	(一) 膜厚測定	(1) マイクロメータ、電磁式厚さ計等によるもの	一試料	二、一〇〇円	2 一件につき二試料以上試験する場合は、二試料目から一試料ごとに一、〇〇〇円を加算する。
	(2) 電解式厚さ計によるもの		"	四、三〇〇円	一測定点につき
	(3) 顕微鏡法によるもの		一件	四、九〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに七〇〇円を加算する。
	(二) 付着量及び均一性 (三) その他被膜試験	(1) 手数を要することの少ないもの	"	二、四〇〇円	一試料につき二層以上試験する場合は、二層目から一層ごとに三〇〇円を加算する。
		(2) 手数を要するものの	"	三、九〇〇円	
		(3) 手数を要することの特に多いもの	"	七、〇〇〇円	
	(四) めつき液等の試験	(1) 手数を要することの少ないもの	"	二、八〇〇円	
		(2) 手数を要するもの	"	四、三〇〇円	
		(3) 手数を要することの特に多いもの	"	七、二〇〇円	
8 高分子材料試験	(一) 機械的試験		"		1 切断機による試料の作製を必要とする場合は、一試料ごとに二、

10 測定	9 放射線量測定(サー ベイメータによるもの)	ア 室温で行う場 合	イ 低温で行う場 合	ア 高温で行う場 合	(1) 温度条件	(2) 弾性率	イ 温度指定で行 う場合	(1) 引張り、曲げ、 圧縮、せん断又は 引裂	一 試料	八〇〇円	1 〇〇〇円を加算 した額とする。
									二、一〇〇円	一、〇〇〇円	
					(二) 熱的試験				一 試料	三〇〇円	1 他の種別に掲 げる測定以外の 測定
					(3) 衝撃				二 試料	一、〇〇〇円	
					(4) 硬さ				三 試料	一、〇〇〇円	
					(5) 磨耗				四 試料	七〇〇円	
									五 試料	四、七〇〇円	
									六 試料	一、〇〇〇円	
									七 試料	一、〇〇〇円	
									八 試料	一、〇〇〇円	
									九 試料	一、〇〇〇円	
									十 試料	一、〇〇〇円	

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要すること の少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要すること の特に多いもの</p>	<p>一項目</p> <p>” ”</p>	<p>一、四〇〇円</p> <p>二、八〇〇円</p> <p>七、六〇〇円</p>	<p>2 一試料につき ただし、日本産 業規格に複数の 試料の平均値を 測定値として規 定している場合 は、同規格に規 定する試料の数 をもって一試料 とする。</p> <p>3 試料の作製を 必要とする場合 は、五、五〇〇 円を加算した額 とする。</p> <p>4 二項目以上の 測定のうち計算 により算出でき る項目について は、二項目目か ら一項目ごとに 四〇〇円を加算 する。</p> <p>1 他の種別に掲 げる分析以外の 分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の 分析依頼があっ た場合で一回の 分析操作で分析 できる成分につ いては、これら の成分を一成分 として手数料を 計算する。</p>
--	-----------------------	---	--

東部 工業 技術 セン ター	<p>一 試験及び測定</p> <p>1 材料試験</p> <p>(一) 引張り、曲げ、圧縮、抗折又はせん断</p> <p>(1) 鉄筋コンクリート用棒鋼</p> <p>(2) その他</p>	<p>2 顕微鏡写真</p> <p>3 その他の写真</p> <p>4 焼き増し</p> <p>5 高速度撮影（ハイスピードカメラ）</p> <p>四 試作</p>	<p>三、三〇〇円</p> <p>四、一〇〇円</p> <p>一、〇〇〇円</p> <p>四、五〇〇円</p> <p>所要時間及び原材料の価値等を勘案して知事が定める額</p>	<p>い場合</p>
	<p>(一) 衝撃</p> <p>(二) 硬さ</p>	<p>二、四〇〇円</p> <p>二、四〇〇円</p>	<p>二、四〇〇円</p> <p>二、四〇〇円</p>	<p>降伏点又は耐力を測定する場合は、六〇〇円を加算した額とする。</p> <p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、四〇〇円を加算した額とする。</p>
	<p>四 磨耗</p> <p>2 機械器具の性能又は強度試験</p> <p>(一) 手数を要すること</p> <p>(二) 手に少ないもの</p> <p>(三) 手数を要すること</p> <p>(四) 少ないもの</p>	<p>二、四〇〇円</p> <p>三、九〇〇円</p> <p>七、三〇〇円</p> <p>一〇、一〇〇円</p>	<p>一、〇〇〇円</p> <p>二、四〇〇円</p> <p>三、九〇〇円</p> <p>七、三〇〇円</p> <p>一〇、一〇〇円</p>	<p>1 測定箇所三箇所までごとに</p> <p>2 硬さ基準を測定する場合は、一、四〇〇円を加算した額とする。</p>
	<p>3 染色堅ろう度</p> <p>(一) 洗濯</p>	<p>二、三〇〇円</p>	<p>二、三〇〇円</p>	<p>機械法によるものとし、八試料までごとに</p>

(二) 熱湯、水又は海水	〃	二、五〇〇円	五試料までごとに
(三) 汗	〃	一、九〇〇円	〃
(四) 摩擦(乾・湿)	〃	一、七〇〇円	三試料までごとに
4 繊維及び繊維製品の物性試験	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
(一) 引裂強さ、剛軟度	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
寸法変化率、斜行度	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
防水度、繊維水分、	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
摩擦、磨耗、通気度	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
又は透湿度	〃	一、七〇〇円	六試料までごとに
(二) ピリング	〃	三、六〇〇円	六試料までごとに
(三) 引張り、圧縮又は	〃	二、五〇〇円	六試料までごとに
せん断	〃	二、五〇〇円	六試料までごとに
(四) 防炎性	〃	三、八〇〇円	六試料までごとに
5 活性炭試験	〃	三、八〇〇円	六試料までごとに
比表面積測定	〃	三、五〇〇円	六試料までごとに
6 光学試験	〃	三、四〇〇円	六試料までごとに
7 測定	〃	三、四〇〇円	六試料までごとに

- 1 分光放射輝度計によるもの
- 2 測定箇所五箇所までにつき
- 1 他の種別に掲げる測定以外の測定
- 2 一試料につきただし、日本産業規格に複数の試料の平均値を測定値として規定している場合は、同規格に規定する試料の数をもって一試料とする。
- 3 印画紙に記録する場合は、七〇〇円を加算した額とする。
- 4 試料の作成を必要とする場合は、五、五〇〇円を加算した額とする。

<p>二 検査及び分析</p> <p>1 一般定性分析</p> <p>(一) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>一項目</p> <p>一、五〇〇円</p> <p>二、九〇〇円</p> <p>七、六〇〇円</p>	<p>5 二項目以上の測定のうち計算により算出できる項目については、二項目目から一項目ごとに四〇〇円を加算する。</p>
<p>2 一般定量分析</p> <p>(一) 手数を要することの少ないもの</p> <p>(二) 手数を要するもの</p> <p>(三) 手数を要することの特に多いもの</p>	<p>一成分</p> <p>一、八〇〇円</p> <p>三、一〇〇円</p> <p>四、六〇〇円</p>	<p>1 他の種別に掲げる分析以外の分析</p> <p>2 一試料につき</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一回の分析操作で分析できる成分については、これらの成分を一成分として手数料を計算する。</p> <p>1 一試料につき</p> <p>2 試料の前処理を必要とする場合は、二、八〇〇円を加算した額とする。</p> <p>3 二成分以上の分析依頼があった場合で一成分の分析操作の結果とする。</p>

	(一) 手数を要することの特にないもの	二、七〇〇円	果により算出できる成分については、二成分目から一成分ごとに三〇〇円を加算する。 一試料につき
	(二) 手数を要することの少ないもの	四、八〇〇円	
	(三) 手数を要するもの	七、〇〇〇円	
	(四) 手数を要することの特に多いもの	九、二〇〇円	
3	特殊定性分析及び特殊定量分析		
	(一) ガスクロマトグラフによるもの	九、九〇〇円	
	(二) ガスクロマトグラフ質量分析計によるもの	二、三、九〇〇円	
	(三) 赤外分光光度計によるもの	七、一〇〇円	
	(四) 炭素硫黄分析装置によるもの	三、四〇〇円	
	(五) X線装置によるもの		
	(1) 定性分析	三、二〇〇円	一試料につき二成分以上分析する場合は、二成分目から一成分ごとに一、三〇〇円を加算する。
	(2) 定量分析	六、二〇〇円	
4	(3) 回折	二、七〇〇円	
	工業用水及び工場排水検査		
	(一) 化学的酸素要求量	二、一〇〇円	
	(二) 用水及び排水中の成分		
	(1) 手数を要することの少ないもの	二、〇〇〇円	
	(2) 手数を要するもの	四、七〇〇円	

<p>農業 技術 センター ター</p>	<p>検査及び分析 病害虫検査</p>	<p>の (3) 手数を要するこ との特に多いもの (三) 温度、外観等 (1) 手数を要するこ との特に少ないもの (2) 手数を要するこ との少ないもの 三 写真 1 電子顕微鏡写真 2 顕微鏡写真 3 レーザー顕微鏡写真 4 その他の写真 5 焼き増し 四 試作 一件</p>	<p>八、〇〇〇円 八〇〇円 一、二〇〇円 四、〇〇〇円 四、六〇〇円 二、八〇〇円 三、五〇〇円 一、一〇〇円 所要時間及び原材 料の価等を勘案 して知事が定める 額</p>	<p>検体（植物）につ いてり病又はり病 の疑いがある場合 を除く。</p>
<p>水産 海洋 技術 センター ター</p>	<p>検査及び分析 病原体検査</p>	<p>の (3) 手数を要するこ との特に多いもの (三) 温度、外観等 (1) 手数を要するこ との特に少ないもの (2) 手数を要するこ との少ないもの 三 写真 1 電子顕微鏡写真 2 顕微鏡写真 3 レーザー顕微鏡写真 4 その他の写真 5 焼き増し 四 試作 一件</p>	<p>二七、五〇〇円 二一、六〇〇円 一五、九〇〇円 一二、四〇〇円 二五、五〇〇円 一三、七〇〇円 一件</p>	<p>検体（水産動物） についてり病又は り病の疑いがある 場合を除く。</p>

共通	<p>(五) 壁体せん断試験</p> <p>3 接合部強度試験</p> <p>(一) 曲げ試験</p> <p>(二) 引張り試験</p>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>	<p>二二、四〇〇円</p> <p>一〇五、二〇〇円</p> <p>九七、六〇〇円</p>	<p>一試験体につき七片までごとに</p>
	<p>一 成績書及び証明書</p> <p>1 和文</p> <p>2 英文</p> <p>二 他の項に定めのない試験等</p> <p>三 前処理及び試料調製</p> <p>四 設備利用において職員が行う機器操作</p>	<p>一部</p> <p>〃</p> <p>一件</p> <p>一時間</p>	<p>八〇〇円</p> <p>一、四〇〇円</p> <p>所要時間及び原料の価額等を勘案して知事が定める額</p> <p>四、一〇〇円</p>	<p>1 他の項に定めがある場合を除き、この定めによる。</p> <p>2 三〇分に満たない場合は、二、〇〇〇円とする。</p> <p>三〇分に満たない場合は、二、〇〇〇円とする。</p>
	<p>〃</p>	<p>〃</p>	<p>四、一〇〇円</p>	<p>〇円とする。</p>